

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和2年2月19日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900507号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1900030号

## 第1 結論

請求期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年2月から昭和48年3月まで

私の夫が、昭和46年2月に会社を退職してすぐに個人で事業を始めたことから、A青色申告会に入会した。当該申告会で、確定申告の際に納付した国民年金保険料を所得から控除できると聞いたので、私がA市役所の窓口で夫と私の国民年金の加入手続を行い、その時点で納付可能な期間のうち、同市の納付単位に添った最小限の期間について、夫婦二人分の納付書を発行してもらって、同市役所内の出納室へ移動し、国民年金保険料を納付した。加入手続の時期は具体的に覚えていないが、請求期間の国民年金保険料については、半年分や1年分などまとめて納付したことはなく、加入手続後は、A市の納付単位ごとに、送られてきた納付書により納付したと思う。調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間のうち昭和48年1月から同年3月までの期間について、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)\*は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和48年3月6日にA市において夫婦連番で払い出されていることが確認でき、当該手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、請求者の国民年金に係る加入手続は、昭和48年2月中旬に行われ、その夫の厚生年金保険被保険者資格喪失日に遡って被保険者資格を取得したと考えられることから、当該期間の国民年金保険料は、現年度納付することが可能である。

また、A市は、請求期間当時、国民年金の加入手続を担当していた窓口において国民年金の現年度保険料の納付書を発行することができ、同市役所内の出納室で当該納付書により現年度保険料を納付することが可能であった旨回答しており、同市の広報誌によると、請求期間当時の同市の納付単位は3か月であり、昭和48年1月から同年3月までの期間に係る保険料の納

期限は、上述した請求者の加入手続時期より後の昭和48年3月21日であったことが確認できるほか、請求者は、加入手続後の確定申告の際には、1月から12月までの12か月分の保険料を申告書に記載した旨陳述しているなど、請求期間のうち昭和48年1月から同年3月までの期間に係る請求者の主張は、当時の取扱いと一致しており、不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間のうち昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

- 2 請求期間のうち昭和46年2月から昭和47年12月までの期間について、前述のとおり、請求者の国民年金の加入手続は昭和48年2月中旬に行われたと考えられることから、当該期間のうち、昭和46年2月から昭和47年3月までの期間は過年度納付、昭和47年4月から同年12月までの期間は現年度納付の取扱いとなり、これら過年度保険料と現年度保険料はそれぞれ異なる形式の納付書によりまとめて納付することとなるところ、請求者は、請求期間の保険料について、加入手続後にまとめて納付した記憶はなく、A市の納付単位ごとに、送られて来た納付書により納付したとしている上、請求期間の保険料の納付書はすべて同じ形式のものであった旨陳述していることから、請求者が、昭和46年2月から昭和47年12月までの期間について保険料を納付したとは考え難い。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索調査並びに昭和45年7月から請求者の上記手帳記号番号が払い出された昭和48年3月6日までの間にA市において払い出された手帳記号番号の全件調査を行ったが、上記手帳記号番号以外に請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

そのほか、請求期間のうち昭和46年2月から昭和47年12月までの期間について、請求者が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに、請求者が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間のうち昭和46年2月から昭和47年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900510号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900109号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和49年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年3月21日から同年4月1日まで

A社に平成8年4月1日から平成9年3月31日まで勤務したが、年金加入履歴の厚生年金保険の資格を失った年月日は、平成9年3月21日となっている。退職に関する書類は同社の事務担当者が作成したもので、書類の説明は何も受けておらず、雇用期間などの重要な部分の確認ができなかった。退職後に会社から交付してもらった平成9年分源泉徴収票には、退職日が平成9年3月31日と記載されているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された平成9年分源泉徴収票によると、請求者のA社における退職日は、平成9年3月31日と記載されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険の被保険者期間は、平成8年4月1日から平成9年3月21日までの11か月と記録されているところ、事業主から提出された請求者に係る平成8年分及び平成9年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿によると、請求者は12か月分の厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できるとともに、前述の源泉徴収票において、記載されている社会保険料等の金額が源泉徴収簿と同額であることから、請求者は、平成9年3月分の厚生年金保険料を事業主により控除されていることが認められる。

しかしながら、事業主は、請求期間当時の給与について毎月20日締め切り25日支払いであり、前述の源泉徴収簿において、平成9年3月21日から同年3月31日までの期間に係る同年4月分の給与支払い履歴が記載されていないことから、請求者の退職日は同年3月20日であり、源泉徴収票に記載された請求者の退職日が間違っていると回答している上、請求者の退職日が確認できる別の資料(タイムカード、退職届、労働者名簿等)はないと回答している。

また、事業主が提出した雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(事業主通知用)及び健康保

険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、事業主は、請求者が平成9年3月20日に事業所を退職したことにより被保険者資格を喪失したとする届出を公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）に提出し、受理されていることが確認できる。

さらに、請求期間に事業所において厚生年金保険被保険者記録を有しており、連絡先が判明した同僚6名に照会し5名から回答を得たが、回答のあった者の中に請求者の退職日を記憶している者はおらず、請求者の請求期間に係る勤務実態について確認することはできない上、請求者の前後2年以内に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚12名の雇用保険の離職年月日は、請求者と同様に、厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日と符合していることが確認できる。

なお、請求者は、平成9年分源泉徴収票は、次の職場に行ったときに提出するように言われ、会社に電話して交付してもらったもので、その時に電話口で退職日を聞かれ3月31日と答えたので3月31日と記載されたとしており、平成9年3月21日から同年3月31日までの4月分給与について、受け取った記憶はないとしている。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険の被保険者資格について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。